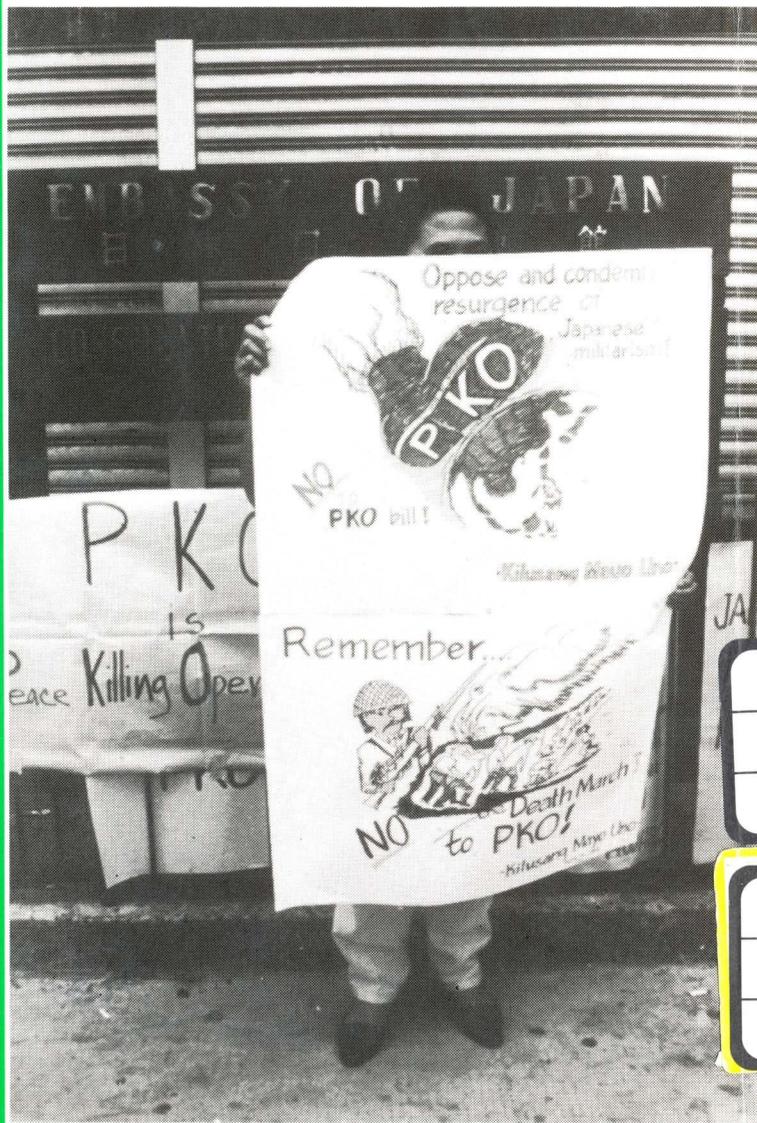


PKO協力法体制

—その危険な構図を読む—

纈 纈 厚



梓ブックレット
No. 1

P K O 協 力 法 体 制

— その危険な構図を読む —

額 額 厚

V	IV	III	II	I
新たな平和主義の創造をめざして	資本とタイアップする自衛隊	協力法制定の国際的背景	協力法の条文を分析する	だれのための「国際貢献」か
.....
55	40	26	16	2

表紙の写真；フィリピンの日本大使館まえで、PKO法に反対するマンガを掲げて抗議する婦人労働者（1992年6月10日、KMU提供）

裏表紙の写真；カンボジアの農村風景（1992年6月、ピースポート提供）

Ⅰ だれのための「国際貢献」か

腑に落ちない「国際貢献」論

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下、P K O協立法）が、一九九二年六月一五日に成立しました。その少しまえのこと、私は講義のなかでP K O問題についてなん回もふれてみました。それで学生の意見も聞きたいと思ったのですが、なかなか意見が出てきません。ようやく、ひとりの学生がこんな発言をしてくれました。

「僕は、P K Oへの自衛隊参加に疑問をもっているんです。でも、経済大国になった日本だけが『国際貢献』をなにもしなくていいはずはないし、これからは国連を中心とした平和づくりに、日本も積極的に参加する必要は認めたいんです。それでも、やっぱり自衛隊が海外に出ていくことは不安が一杯だし……」

そこまでいって学生は、気の毒にも、さも困ったというような顔をして黙りこんでしまいました。おそらく、P K O協立法に少しでも疑問や不安を感じている人たちの思いは、この学生の発言にほぼ要約できるのではないのでしょうか。

P K O 協力が成立するまでに、盛んに使われたキーワードは、やっぱり「国際貢献」と「国連中心主義」ですね。法案をなんとか通そうとした人たちの言い分は、きまって戦後日本がこのような経済大国になったのは世界の皆さんのお陰だから、この辺でお返しをしておかなくてはいけない、そのために日本が国連を中心とする「国際貢献」を積極的に考えなくてはいけない、といったものでした。

あの学生の発言もこの主旨に大体そったものでしたね。というより、この言い分をほとんど当然のこととした発言でした。「国際貢献」することは、最初から文句のつけようのない当然の国民の義務とする考え方が、法案に賛成する人たちはいうまでもなく、反対する野党の人たちもふくめて支配的でした。問題は、その方法や手段のちがいにすぎない、とでもいうかのように……。

でも、ちょっと待って下さいよ。具体的には自衛隊を海外に出すことの是非をめぐる問題だけが、この法律をめぐる問題点ではないと思うのです。もちろん、それも大変大きな問題ですけれど、そのまえにもっとキチンと議論しておきたいことは、誤解を恐れずにいえば、いま論じられている「国際貢献」は本当に必要か、ということなんです。別の言い方をすれば、「国際貢献」をする資格と用意が本当に日本にはあるのか、それは一体だれに向けて、なんの目的であるのかという点で、本当に日本の国民の多くが了解しているのかという問題

です。

それと、米ソ冷戦の時代が終わりを告げて、第二の戦後が始まろうとする今日、PKO協法力にあらわれた「これまでの平和主義は一国平和主義であり、「国際貢献」をすすめるうえで制約条件ですらある」といった戦後政治の評価は本当に正しいのか、という問題もあります。このたびの法律の内容は、実は戦後日本の歩みと、これから日本のあるべき姿について、ひとつの結論を出しているような気がするのです。

そこで、いまやすっかり流行語となった「国際貢献」論の中味を批判的に検討しながら、この法律の制定に秘められた種々の問題点を、できるだけ広い視点から浮き彫りにしていきたいと思います。

PKOの歴史と実態を追う

さて、話をすすめるまえに肝心のPKOについて簡単に整理しておくことにします。

日本で「国連平和維持活動」と訳されるPKO (Peace-Keeping Operations) は、紛争地域の平和維持と回復を助けるため、国連によって組織される軍事要員をふくめた強制力をもたない活動、ということになっています。けれども、PKOの任務権限、総括指揮、人員装備、経費分担など、PKOをすすめるにあたっての細目はないに等しい状態です。これは国連憲

章^{* 1}のなかに、PKOに関する規定がないのですから仕方ないかもしれませんが。

いずれ明確な基準を設ける意向はあるようですが、現在は前例を参考にしながら、PKOとよばれる活動が臨機応変に実施されているのです。ですから、これがPKOだ、という見本は存在しないんです。そこにPKOをどのようにでも解釈し、都合よく利用できる素地もあるわけです。

さてPKOは、選挙監視および停戦監視を任務とする監視団と、敵対兵力の引き離し、兵力撤退の監視、緩衝地帯のパトロールなどを主な任務とする平和維持軍(PKF)とに一応分けられることになっています。しかし、監視団とPKFは、任務内容や構成員の重複が半ば当然になっていて、厳密に分けることは不可能です。ただし慣例というかたちでPKOは国連安全保障理事会(安保理)が設置を決定し、国連事務総長の指揮下にはいること、受け入れ国の同意が必要なこと、五大国および利害関係国の軍隊は除外されること、紛争当事国にたいして公平かつ中立な立場に立つこと、PKFは自衛以外の武器使用が禁止されていること、などの基本原則らしきものがあります。

※ 国連憲章

その前文の冒頭において、「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うために国連が設置されたことを明記し、戦争再発防止の方法として集団安全保障論を提起している。

しかし、PKOの歴史を振り返ってみますと、この原則は有名無実といっても過言ではありません。たとえば、国連キプロス平和維持軍（一九六四年三月〜現在）には、国連安保理の決議にもとづいてイギリス軍が、国連レバノン暫定軍（一九七八年三月〜現在）には、フランス軍がそれぞれ参加しています。これらの地域に深い利害を有する大国が、堂々と参加しているのです。

さらに、一番新しいところでは湾岸戦争後にイラクとクウェート国境に展開している国連イラク・クウェート停戦監視団（UNIKOM）に、五大国のすべてが参加している状態です。このUNIKOMにたいし、一方の当事者であるイラクは受け入れ不同意なのです。

PKOは、パレスチナ休戦監視のため、エジプトやレバノンなどに派遣された国連休戦監視機構（UNTSO、一九四八年六月〜現在）を最初として、一九九一年一月に設置された国連カンボジア先遣隊（UNAMIC）に至るまで、これまでに二十数回以上設置されてきました（左頁の表参照）。今後はカンボジアにつづいて、ソマリアやアフガニスタンにも派遣される可能性があります。しかし、先の諸原則は事実上無視される場合が多く、実はそのことが今後予定されるPKOのなかで問題となることが十分予想されます。

PKOは、国連憲章の第一章（第二・三項）に明記された国家間の平和友好の関係強化、世界平和の促進、紛争原因の究明と解消とを目的とした国連の平和維持に関する国連活動一般

I だれのための「国際貢献」か

1992年までに派遣されたPKOの歴史

名 称	期 間	派 遣 先	参加国・人員
国連休戦監視機構	1948.6.11～現在	パレスチナ紛争地域	20 572
国連インド・パキスタン軍事監視団	1949.1.24～現在	ジャム・カシミール, 印パ国境	14 102
第1次国連緊急軍	1956.11.4～67.6	スエズ運河, シナイ半島	10 6073
レバノン国連監視団	1958.6.12～58.12	レバノン・シリア国境	20 591
コンゴ国連軍	1960.7.15～64.6	コンゴ (現ザイール)	30 19828
西イリアン国連保安隊	1962.10.3～63.4	西イリアン	3 1500
イエメン国連監視団	1963.7.4～64.9	イエメン・アラブ	11 189
国連キプロス平和維持軍	1964.3.27～現在	キプロス	9 6411
ドミニカ事務総長代表使節	1965.5.15～66.10	ドミニカ共和国	3 3
国連インド・パキスタン監視団	1965.9.23～66.3	カシミールとアラビア海の 印パ国境	19 96
第2次国連緊急軍	1973.10.25～79.7	スエズ運河地帯シナイ半島	13 6973
国連兵力引き離し監視軍	1974.6.3～現在	シリアのゴラン高原	6 1450
国連レバノン暫定軍	1978.3.10～現在	南部レバノン	14 7000
国連アフガン・パキスタン 仲介ミッション	1988.5.15～90.3	アフガン・パキスタンの国境	10 50
国連イラン・イラク監視団	1988.8.9～91.2	イラン・イラク国境	26 399
国連アンゴラ監視団	1989.1.3～91.7	アンゴラ	10 70
国連ナミビア独立支援グループ	1989.4.1～90.3	ナミビア	48 4493
国連ニカラグア選挙監視団	1989.8.21～90.2	ニカラグア	20 70
国連中米監視団	1989.11.7～現在	ニカラグア	11 1098
国連イラク・クウェート監視団	1991.4.13～現在	イラク・クウェート	36 1443
西サハラ住民投票監視団	1991.9.5～現在	西サハラ	* 2800
国連エルサルバドル監視団	1991.7～現在	エルサルバドル	* 362
第2次国連アンゴラ監視団	1991.6～現在	アンゴラ	* 600
国連カンボジア先遣隊	1991.11.9～現在	カンボジア	22 * 268

(* は予定)

※1991年11月10日現在 (「軍事民論」69号より)

とは異なるのです。P K Oは、紛争にたいする応急処置にすぎず、紛争や戦争の根本的な解決をめざしたものではありません。ですから紛争が起きた場合に、さまざまな利害が入り乱れると、これを調整する名目でP K Oに名を借り、実際には大国の利害が優先される事例が少なくないのです。

P K Oの役割を知るうえで大切なことは、P K Oが国連の諸活動のひとつである以上、国連そのものがどのような性格をもった国際機関なのか確かめておく必要があります。

国連Ⅱ 正義という神話

それでは次に、「憲法の平和原則を堅持し、国連中心主義を貫くこと」と自公民三党の合意覚書でも第一にあげられた「国連中心主義」なるものの実態を見ておきたいと思えます。多くの国民のなかには「国際貢献」と同様に、国連およびその平和維持活動について無条件の受け入れがあるように思うのです。国連は本当に偏りかたよのない公正な国際機関なのでしょ
うか。

国連の役割は、教科書風にいえば、第二次世界大戦後に連合国が中心となって、二度と戦争が起きないように、連合国のうちアメリカ・ソ連・中国・イギリス・フランスの五大国が安全保障理事会の常任理事国となって世界の平和と安定に寄与すること、ということになっ

ています。その基本的な考え方を示したものが国連憲章です。

国連が「国際連合」を縮めたもので、英語の〈United Nations〉を訳したものであることになっていますね。けれども、ここに国連の本質をそもそも見誤る出発点があると思われる。〈United Nations〉は、どう考えても「連合国」としか訳せません。「国際連合」というのなら、〈International Union〉とごうことになります。つまり、国連は第二次世界大戦の戦勝国「連合国」が、大戦後においてもなんとか世界の主導権を握り、自らの利益を拡大したいとする強い願望によって生み出されたものなのです。

この願望をストレートに表現したものが、世界の安定と秩序の維持には、五大国の強力な政治指導が最善の道だ、という考えから導き出された安保理における拒否権です。国連は、結局、この五大国の事実上の支配下におかれることになります。

国連軍の功罪を問う

大戦後、世界各地でさまざまな紛争が起りましたが、特にアメリカは国連軍あるいは平和維持軍に名を借りて、それらの紛争に積極的に軍事介入をくり返します。

まず朝鮮戦争やコンゴ動乱の時、アメリカは国連安保理の場で強引に平和維持軍（ONU）というかたちで国連軍の出兵を決定します。アメリカ軍はその中核部隊となって朝鮮半

島に大軍を投入して軍事支配を本格化しますし、貴金属やウランなどをはじめ地下資源の豊富なコンゴ（現在のザイル）への支配権を強化していきます。

アメリカは民族主義運動の指導者であり、首相でもあったルムンバを失脚に追いこむために、モブツやカサブブなど反対勢力の指導者を軍事力を背景にあとおしします。結局、ルムンバ首相は逮捕・殺害され、コンゴ（現ザイル）に親米政権が誕生したのです。

コンゴに派遣された平和維持軍への参加人員は、四年間に二万人近くにのぼりました。コンゴ国内で各派が勢力争いを演じ、それに大国の利害がからんで逆に混乱に拍車をかけたこともあって、コンゴ軍とONUCとのあいだに激しい戦闘が展開され、参加人員のうち二三四名が犠牲者となりました。ここでの問題点は、やはりPKOの諸原則がキチンと守られないことや「自衛以外の武力行使の禁止」の原則も、公平・中立の原則が崩れた場合には、絵に書いた餅にすぎないことです。PKOが本当の意味で紛争当事者間の調停や平和の回復のための活動であるならば、どのような規模であれ、軍事力は不用なはずです。

このように、戦後において圧倒的な経済力と軍事力をもつアメリカが、国連という国際的に認知された機関を利用して、おのれの野心をとげようとしたのです。ところが植民地国の独立運動が広がり、ソ連が軍事力を背景にそれらをおとすようになると、思うままに国連を動かさなくなったのです。それで、ベトナム戦争時に見られたように、アメリカは国

連の利用を断念せざるをえなくなりました。

こうして、ベトナム戦争での敗北前後から、アメリカは国連から距離をおくことになりました。ユネスコから脱退したり国連分担金を滞納したりして、明らかに国連無視の政策をとります。その後、冷戦構造が終わりを告げるなかで、アメリカは再び国連を利用するようになったのです。その理由は大きく分けてふたつあります。

ひとつには、ソ連邦が崩壊し、中国が天安門事件で孤立を余儀なくされている状況のなかで、安保理におけるアメリカの地位が相対的に向上したと判断したこと、ふたつめには、冷戦後の国際政治の舞台で主導権を発揮しようとすれば、国連を前面におし立てて、同盟国はじめ諸外国の同意と協力を取りつける必要が出てきたことです。

先の湾岸戦争において、アメリカは反イラクの論陣を形成することに成功し、国連軍の結成には至りませんでした。多国籍軍という名の連合軍により軍事介入を果たします。国連安保理は対イラク経済制裁を決定したものの、軍事介入を認めただけではありませんでした。アメリカはソ連や中国の力が衰えていたことを幸いに、強引に湾岸戦争へと突きすすんだのです。

ところで、アメリカはグレナダ、ニカラグア、パナマに、ソ連はハンガリー、チェコスロバキア、アフガニスタンに、国連の監視を排除するかたちで実力行動に出たことを忘れるこ



カンボジア難民帰還列車の警備をするUNTAC兵士
(1992年6月、ピースボート提供)

ことができませぬ。このことはPKO自体が大国の利害によって左右され、大国の世界支配の道具として便宜的に使用されてきたことの名による証拠といえるでしょう。一九八八年九月にノルウェーのノーベル委員会が、それまでの国連平和維持軍の功績を讃えて平和賞を授与しました*。果たして、PKOの功罪を十分検討したうえで、の決定であったのか、このように見えてくると大変疑問といわざるをえませぬ。

国連を踏み台にした大国化への道

さて、経済力に陰りが見えているアメリカとしては、なおのこと強大な軍事力を生かして主導権を発揮するために、これまで無視してきた国連の再利用が効果的と判断するに至ったのです。こうした、全く勝手な国連利用主義を「国



PKO協法案反対を国会議員に訴えるために衆議院面会所に集まった勤労者や市民（6月12日）

連中心主義」とよんでいるだけなのです。こういう国連のあり方に日本の政府はもちろんのこと、野党もキチンとした批判をあげせるところか、国連＝正義の機関なる神話を信じこんでいるかのようです。

今日、国連を取り巻く情勢は再び大国中心の運営がいちだんと強化される方向にあります。現在、国連安保理の常任理事国数を五大国から、

※ ノーベル平和賞 現在六部門あるノーベル賞のひとつ。国家間の支援と常備軍の廃止・縮減、各種の平和会議の設定などに貢献した人物や組織を、ノルウェーの国会が選出した五人委員会が指名。一九〇一年、イギリスのR・セシルが第一回の受賞者。一九七四年に佐藤栄作元首相が受賞してから、平和賞そのものの政治性が指摘され論議をよんでいる。

日本やドイツなどを取りこんで七大国か、それ以上にしようという案がねられています。日本政府も自民党も、これに大変乗り気で、この機会に一気に政治大国への仲間入りを果たしたいという願望が執念に近い意気込みに変わりつつあります。

日本の常任理事国入りのあと押しをしているのは、アメリカです。アメリカは、常に一定の距離を保とうとするフランスや経済力では少々頼りないイギリスに代わって、今後は経済力抜群の日本とドイツと一緒に、国連を牛耳ることができればと考えたのです。それと同時に、今後アメリカの競合相手となる日本とドイツをアメリカの手元に確実にとりこんでおくためにも、両国を常任理事国にするのは得策とする判断が動いているようです。

日本にしても、先の大戦で連合国に敗北してしまい、冷戦の時代には西側の一員として、ひたすらアメリカに仕えることでなんとか国際政治の舞台の脇のほうに顔を出すことができた。しかし、その連合国が中心となって創設された国連の基盤が弱体化してきた今こそ、経済力に見合うだけの役割を、国際政治の舞台で獲得したいという思いにとらわれているのです。

それに、アジアをはじめ世界各地に点在する日本企業の権益を不動のものにしていくためにも、常任理事国入りをしてあげば、国連平和維持活動の一環として、自衛隊を紛争地域に出す決議に参画できると踏んでいるのです。

カンボジア和平に一生懸命になっているのは、まずもって日本の国際外交能力を世界に認
知させたいこと、そしてPKOに急に積極的になってきたのは、内容はともかく「国連の平
和維持活動」に貢献して実績をあげ、来るべき常任理事国入りの「資格審査」に備えよう
という魂胆があるからです。^{*}

要するに日本は、国連を政治大国化への踏み台としてとらえているのです。そこには、国
連憲章に盛られた世界平和への貢献論の片鱗も見いだすことはできません。日本もまたアメ
リカと同様に、冷戦終了後の新しい世界の出発にあたって、力による大国支配への参入を企
図していると思えないのです。そのことをより具体的に、私たちに教えてくれたのが、
他でもなく今回のPKO参加問題だったのです。

※ **国連の仕組** 国連は全加盟国から構成される総会をはじめ、安全保障理事会、経済社会理事会、
信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局の六つの主要機関から構成される。平和と安全に
関しては、安全保障理事会の権限が圧倒的で、なかでも拒否権をもつアメリカ、イギリス、
フランス、中国、ロシアの五常任理事国が、事実上理事会を支配しているといっている。な
お、国連の経費は、原則として加盟国への強制割り当てである国連分担金で賄われている。
日本の分担率は、一一・三八%（一九九一年度）で、アメリカ、ロシアに次いで世界で三番
目。

Ⅱ 協力法の条文を分析する

最初に海外派兵ありき

P K O 協力法は、第一章「総則」、第二章「国際平和協力本部」、第三章「国際平和協力業務」、第四章「物資協力」、第五章「雑則」の全五章（本文二七条、附則九条）から成っています。この法律の最大の問題点は、やはり自衛隊のP K F参加（＝事実上の派兵）を目的とした「自衛隊海外派兵法」であることです。その意味で、中国をはじめアジア諸国のなかで、この法律を〈Troop Bill〉＝派兵法と訳しているのは、この法律の本質をズバリ表現したものであるといえます。

第一章第三条第三項「国際平和協力業務」の定義（イ〜ヘ）には、敵対兵力の引き離し、兵力撤退の監視、緩衝地帯のパトロールなど、前述した平和維持軍（P K F）としての業務が明記され、さらに必要に応じて政令により新たな業務が追加可能としています。そして、これらの業務の担当は「自衛隊員以外の者の派遣を要請することは出来ない」（第三章第十二条）とし、自衛隊の専管事項としていることです。

ところで、PKO推進派の人たちは、自衛隊のPKF参加は「派兵」ではなく、「派遣」という表現をしていますね。これはPKFの本質を覆い隠すものでしかありません。武装した自衛隊が、明らかに軍事衝突の可能性の高い紛争地域での業務に就くわけで、一個の兵力として能力を発揮することが求められているわけです。一般の公務員が文民として事務的業務を担うのとは、まるで意味が異なるといえます。

自公民三党合意により、自衛隊のPKF本体への参加と、後方支援の一部については、当分は「凍結」(「雑則」第二条)し、さらに凍結が解除されてPKF本体への参加が決定した場合には「国会の承認」(第三章第六条「実施計画」)を必要としています。これで政府・自民党、それに公明・民社党はPKF参加を規制し、国民監視の下におくことが可能となった、という見解をもっているようですが、これも大変な誤りがあります。

まずなによりも後方支援業務のうち、凍結・承認の対象・非対象の識別について法律上明確な規定がなく、識別自体も実際に極めて困難な問題であることです。ここには、PKOとPKFとは別の業務、とする前提があるようです。この法律の有力な推進者でもある外務省の丹波実・国連局長自身が、PKOとPKFのちがいはないといっているのですから、そもそもPKOとPKFとに線引をしようとすること自体無理があるのです。

武器・弾薬などの輸送が対象項目であることはすぐ理解されるところでも、実施が事実上き

まっている地雷処理などを後方支援業務と見なすかどうかは議論の分かれるところです。ここで問題なのは、なにが凍結・承認の対象かの最終判断は、政府に一任されることになっていくことです。また、その国会承認にしても衆参両議院で議決するまでの期限が七日以内と決められており、実際に凍結・承認の手続きがどこまで実効性をもつものか疑わしい。

それでも凍結・承認の手続きを盛りこんだのは、もっと別の意図があったと思われます。それは自衛隊の海外派兵という、憲法問題にふれる最大の懸案事項を棚上げにして時を稼ぎ、当面は道路補修や橋梁工事などを担当する施設科(工兵)部隊を出し、P K O が平和的業務を遂行するもの、というイメージを植えつけて既成事実を積みあげ、なし崩し的にP K F への自衛隊参加を実現することです。それは国民を愚弄ぐろうした姑息こそくな手法といわざるをえません。

P K O への実績づくりを急ぐ

ここで日本とP K Oとの関わりを整理しておきましょう。日本がP K Oと最初に関わったのは、一九五八年七月(当時岸信介内閣)、レバノン国連監視団(UNOGIL)に一〇名の自衛官派遣の要請を受けたときのことでした。これに外務省は、「派兵は国連協力の根本」という理由からたいへん乗り気を見せません。ところが、このときの政府は防衛二法(自衛隊法・防衛庁設置法)を犯す危険があるとして、これを断ったのです。

それでも外務省は、日本の国際的地位の向上にもっとも手っ取り早い方法と見てPKOへの参加にとても熱心でした。その後も外務省は実現に向け奔走します。たとえば、一九八三年九月には、斎藤鎮男・元国連大使を座長とする「国連の平和維持機能強化に関する研究会」が、中曽根首相(当時)の支援を受けてPKOへの段階的参加論を提示しています。

その翌年には、中曽根首相みずからの音頭で日米諮問委員会を設立し、同年九月に発表したレポートには、日米軍事交流の促進とワンセットの形で、「PKOへの自衛隊参加」を盛りこんだのです。

つづいて、一九八九年四月から翌年三月にかけて、アフリカ大陸南部に位置するナミビアへ選挙監視員として、三一名の地方公務員を中心とする人員の派遣をついに実現させました。正式には、国連ナミビア独立移行支援グループ(UNTAG)とよばれたもので、四八ヶ国から総勢七〇〇〇人余りで構成され、そのなかにPKFや軍事監視団もふくまれていたのです。こうした蓄積のうえに、国連カンボジア暫定行政機構(UNTAC)の設立準備のため設置された国連カンボジア先遣隊には、上級政務官として日本人の川上隆久氏が就任しています。これくらい、日本のPKO準備は急ピッチですすめられ、やはり一九九一年九月には自衛隊幹部が中東諸国に派遣されてPKOの実態調査を実施しています。さらに、同月陸上自衛隊の幕僚長は、スウェーデンの国連待機軍訓練センターを訪問し、自衛官の教育を要請して

います。この結果自衛官が訓練センターで教育を受け、一九九二年八月までに修了しています。ここで訓練を終えた自衛官が国内で派遣が予定される自衛官の訓練に当たるわけです。このようにP K O協力法が成立するまえから、P K Oへの実績づくりが着々とすすめられ、既成事実のうえに法案審議が強行されたのです。

P K O協力法のルーツ

次にP K O協力法のルーツを探ってみましょう。その出発点は、取りあえず湾岸危機に際して出されてきた「国連平和協力法案」(一九九〇年八月)に求めることができます。取りあえずというのは、自衛隊の海外派兵という点だけにしよれば、実はすでに日韓基本条約締結時(一九六五年)、朝鮮半島の国連軍(実質は米軍ですが)に自衛隊を参加させる目的で「国連協力法案要綱」が作成されていたのです。

さらに国連の平和維持活動への参加を掲げながら、やはり自衛隊の海外派兵を狙った法案として、ベトナム戦争当時に「国連平和維持協力のための特別措置法」が用意された経緯もあります。要するに、政府・自民党は戦争の危機バネを利用したり、国連の「平和維持活動」に便乗したりして、現憲法を改正することなく、なんとか自衛隊を海外に出すチャンスがずっとあったのです。



平和遺族会の人々も新しい遺族をつくるな、と海外派兵反対の声をあげた（1992年8月15日、東京）

「国連平和協力法案」は、やはり国連平和維持活動への自衛隊の参加を前提としたものでした。同じ年の十一月八日、世論の強い反対によって廃案になったのですが、これにこりない政府・自民党は、この後すぐに公明・民社両野党と「国際平和協力に関する合意覚書」を作成しました。それは、国連平和維持活動に自衛隊とは別組織をつくって協力することで妥協をはかったものでした。

自公民三党は、国連の平和維持活動に参加することをとうじて、「国際貢献」の実をあげたという考えで一致したというわけです。ただし、自衛隊の活用方法については問題を先送りしました。政府・自民党は、この問題で野党の一部抱き込みにとにかく成功したのです。しかし、政府・自民党は翌年の四月、機雷の

除去を理由に閣議決定という形でペルシャ湾に掃海艇を出します。このとき派手なデモンストラレーションをして、世論の支持取りつけを試みました。こうして自衛隊の実質的な海外派兵に先鞭をつけます。

これはまちがいでなく、自衛隊の本格的派兵の露払いの役割を果たすことに狙いがあったようです。皮肉をこめていえば、掃海艇が除去しようとしたのは、ペルシャ湾に浮かぶ機雷ではなく、国民の自衛隊アレルギーであったかもしれませぬ。

掃海艇派遣を実現させた勢いに乗って、政府は一九九一年八月二日に「PKO法案基本方針」を自民・公明・民社三党に提言します。そこには自衛隊のPKOへの参加はもちろんのこと、これまでなかった平和維持軍(PKF)への参加まで明記してあったのです。これが今回のPKO協力法の原型となったものです。

その後公明・民社両党は、自衛隊「派遣」の凍結案や国会承認案などを要求して法案の一部修正を認めさせます。しかし、それは派兵の時期や手続きの問題にすぎず、自衛隊の海外派兵に同意したという点で、結局は政府・自民党と共同歩調をとったのです。

PKO法案が自衛隊のPKF参加を前提とした法案であることを明言した当時の海部内閣は、当然争点のひとつとなることが予想された「武器使用」について、正当防衛論や国連軍の規定などをもち出して、日本国憲法で禁止されている「武力行使」に当たらない、といっ

た詭弁をろうすることに懸命になります。「武器使用」と「武力行使」の用語に、個人的と集団的といったニュアンスのちがいがこそあれ、それ以上のちがいや区別をつけることは、どう見ても無理があります。大体こんな調子で憲法問題をすり抜けようとするのです。

戦後版「国家総動員法」

PKO協力法が「海外派兵法」であること自体、すでに現憲法体制を根底から突き崩すものですが、さらに、この法律には内閣行政権の強化、その結果としてのファシズム国家^{*}につながる危険な国家再編の思惑が見え隠れしています。その最たるものが第七条(国会にたいする報告)の内容です。

そこでは「国際平和協力業務」の実施計画の決定・変更・終了・期間変更・実施状況などについて、内閣総理大臣が国会に報告する義務が規定されているだけで、これらについて国会の承認を受ける必要のないことが規定されています。つまり、自衛隊の海外派兵が一度実行に移された後は、その内容や展開は、内閣行政権の手に完全に委ねられることを意味して

※ **ファシズム国家** 議会制度を事実上排除し、特定の政党や個人への権力集中による独裁政治がおこなわれる国家。平和主義や民主主義を否定し、さらに自由主義や共産主義を排撃して、国家主義や軍国主義が、さまざまな形態をとって推進される。戦前の日本やドイツで出現。

いるのです。

内閣行政権の強化にともなう国会の権限低下という問題は、中曾根内閣時の審議会の多用による国会軽視や、海部内閣時の掃海艇派遣の閣議決定といった閣議専行や中曾根内閣以降目立ってきた政令の頻発による「政令政治」の横行などにも見られます。

なかでも、一九九一年一月十七日、湾岸戦争勃発と同時に絶大な権限を内閣にあたえる「安全保障会議設置法」にもとづいて湾岸危機対策本部が設置され、湾岸戦争を緊急事態と見なしたうえで、事実上一時的にでせよ準戦時体制がとられたことがありました。

それは戦争という異常事態を利用して内閣行政権がいつでも、国権の最高機関である国会を凌駕する権限をもちえることの証明でもありません。こうした一連の流れのなかに、この第七条があると見てよいでしょう。

最後に、「雑則」第二十六条(民間の協力等)を見ておきます。そこには国際平和協力業務や物資協力に関して必要と認められるときは、「国以外の者に協力を求めることができる」とあります。

ここでいう「国以外の者」とは民間人のことです。地方公務員をふくむ自衛隊員以外の公務員にも、同様に参加要請ができることになっていますが(第十二条)、この法律によって海外に動員されるのは自衛官に限らないことをよく見ておく必要があります。だれでも、本部

長である内閣総理大臣の命令で徴用されるということです。

それで、この法律は戦前に施行された**国家総動員法**(一九三八年四月公布)にかぎりなく近い法律といえます。同法では、国民の経済や生活が完全に官僚統制下におかれ、統制に関する権限が政府に委任されました。ただ、P K O 協力法には、国家総動員法と異なり非協力者への罰則規定はありませんが、「国際貢献」「国連中心主義」が声高に叫ばれる現状で、参加要請を受けた者が、これを拒否するのは大変に勇気が必要となっていくと思われれます。

地方行政が、そのようなP K O 協力法による動員体制に組みこまれることによって、市民生活が脅かされることがないように、かりに徴用命令があっても拒否するよう行政側に働きかけていく必要がいまからあります。それが、戦後版**国家総動員法**ともいえるP K O 協力法の危険な性格を広くアピールし、同時に二度と戦前の**国家総動員体制**による戦争動員と人権抑圧の悲劇をくり返さない道なのです。

※※ **国家総動員法** 国家の総力をあげて戦争を推進する目的で制定された戦時統制立法。この法律によって物的資源のすべてが戦争に動員され、同時に戦争に必要な生産・修理・配給などの業務に民間人が徴用されていった。同法の第四条には、「政府は戦時に際し**国家総動員上**必要あるときは勅令の定むる所に依り帝国臣民を徴用して**総動員業務**に従事せしむることを得 但し兵役法の適用を妨げず」と記され、民間人の動員が規定された。

Ⅲ 協力法の国際的背景

小沢調査会と財界の動き

「国際貢献」はいっ頃から、だれがいい出したのでしょうか。それは、一九九一年の湾岸戦争勃発前後から始まる政府・自民党のキャンペーンのなかに見いだすことができます。

その年の五月に政府・自民党は、いまではPKO協力法の有力な推進者の一人として知られている元自民党幹事長の小沢一郎氏を会長に、「国際社会における日本の役割に関する調査会」（通称小沢調査会）を発足させました。そこで湾岸戦争後の日本が果たす望ましい役割として、自衛隊の活用による人的貢献を中心とした「国際貢献」の必要をうち出したのです。

政府・自民党は、湾岸戦争が冷戦終結後の新しい国際政治の出発点であり、日本もこの機会に経済大国にふさわしい「政治大国」に変身する絶好のチャンスと考えたのです。小沢調査会という私的なグループのかたちをとりながら、「国際貢献」への自衛隊活用という思い切った提言を試み、世論づくりに乗り出します。そう考えたのは経済界も同じでした。

同じ年の七月、経団連や日経連など経済五団体が支援する〈臨時行政改革推進審議会〉が政府に提出した「国際化対応・生活重視の行政改革に関する第一次答申」と題する文書の第二部「国際化対応の行政改革」には、地域紛争の再発防止にあたる国連の平和維持活動に要員面で積極的に参加する必要がある、そのために自衛隊の活用や要員派遣のための法的整備をすすめるよう答申をおこなっていたのです。

このふたつの事例に共通することは、「国連の平和維持活動」をまず無条件に受け入れ、「積極的な国際貢献」を果たすことが「世界のなかの日本」としては当然の責務である、というものでした。それこそ日本が選択すべき唯一の平和貢献策だともいうように。

ここで最大の問題は、「国際貢献」と自衛隊の海外派兵を意味する「自衛隊活用」とがイコールの関係で語られていることです。どうやらここで提言されている「国際貢献」とは、適正なODA（政府開発援助）の拡大などによる経済貢献でもなく、またNGO（非政府組織）や医療・農業援助などの拡充の提言でもないようです。

「国際貢献」論の中味がほとんど論議されず、多くの反対意見が噴出するなかで、自公民三党が強行成立させたこの法律の本当の狙いは、まずは「国際貢献」に名を借りた自衛隊の海外派兵であったといわれても仕方ありません。だとすれば、そのような「国際貢献」などは、しないほうがずっとましだと思います。

百歩譲って、自衛隊を海外に出すことが「国際貢献」論の目的ではなく、ひとつの方法にすぎないとしても、そこにはなにかキナ臭さを感じます。なぜ、「自衛隊の活用」と「国際貢献」とがワンセットで出されてきたのでしょうか。この問題のヒントは、どうやら戦後の日米関係の変遷のなかにひそんでいるようです。そこで、戦後のアメリカの世界戦略と日本の対応を少し整理しておきましょう。

協力法の日米安保的側面

第二次世界大戦後、アメリカは戦後世界の主導権を確保するため、諸紛争や諸国家への全面的な軍事干渉を強行していきます。その最大の標的とされたのがソ連であり、後に「ソ連封じ込め」戦略となって具体化していくこととなります。しかし、朝鮮戦争を境に、全面的な軍事干渉路線である「封じ込め戦略」は、破綻してしまいます。

それで、アメリカは西側の世界各地に点在する基地群を統合して、社会主義諸国家に攻勢をかける「巻返し戦略」を開始します。そこで準備された「大量報復戦略」という新たな戦略への転換のもとで、日本の在日米軍基地機能も強化され、反共防波堤国家としての役割が確定していくこととなります。

その後、五〇年代後半から六〇年代にかけ、世界の情勢はさまざまな点から大転換の時代

を迎えます。まず資本主義国家間の不均等な経済発展による欧州諸国とアメリカとの対立、欧州諸国間の格差拡大、第三世界Ⅱ非同盟グループの形成、世界各地の反基地闘争の激化などです。これに加え、ソ連では大陸間弾道弾ミサイル（一九五七年）の打ち上げが成功し、アメリカの軍事独占が崩れていきます。

さらに、「封じ込め」包囲網外のキューバで社会主義政権が成立（一九五九年）するに及び、アメリカは従来の戦略核中心の核戦略構想を大幅に修正します。それが核の限定使用を辞さない「限定核戦略」です。それは、核兵器を単なる脅しではなく、実際に使うことを躊躇ちよしないというものです。このときから核戦争の危機が一举に高まることとなります。この時期、日本でも岩国や横須賀をはじめ、在日米軍基地への戦術核のもちこみがすすめられたことはまちがいないでしょう。

一九六〇年代にはいると、こうした核戦略を基軸にすえながら、同時に限定的核戦争から第三世界でおきる諸紛争やゲリラ戦まで対応可能な「柔軟反応戦略」を採用していきます。核の脅しⅡ核抑止論を掲げる一方で、通常戦力をふくめた兵器体系の高度化と柔軟化をおすすめ、第三世界と明確に対決していく世界戦略がうち出されたのです。

この戦略の下で一九六〇年に改定された日米安全保障条約（安保）の役割も、従来の基地貸与協定から軍事同盟として質的転換をとげます。こうして、日本はアメリカの軍事戦略の

一翼に本格的に組みこまれることになったのです。これくらい、第三世界や社会主義諸国こそ、両国共通の利害を阻害する対象とする認識が、日米安保をつうじて日米両国に共有されるところとなったといえます。この認識が、PKO協力法のなかにも脈々と流れているのです。

対米貢献としての「国際貢献」

ベトナム戦争での敗北以後、アメリカは軍事力の直接介入方式を周到に回避し、諸地域の紛争対処を諸地域の大国に肩代りさせる軍事戦略を構想します。そこでは、同盟諸国の自助努力と軍事上の公平分担を強く求めていくこととなります。これを受けて、アジアの地域大国としての日本は、軍事力強化と自衛隊基地の機能の拡大に拍車をかけることになったのです。

その意味で日米安保はアメリカにとって、アジアにおける世界戦略をおしすすめるうえで極めて重要な位置をもちつづけることになるのです。日本は米ソ冷戦構造※のなかで、アメリカの陣営に積極的にくみし、アメリカが公然と敵対視する民族自決運動とも明確に対決する基本原理をみずからの内にもちこんでいくことになったのです。

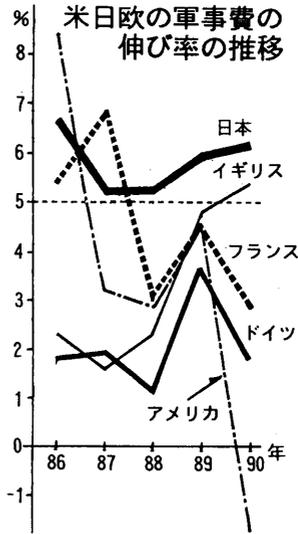
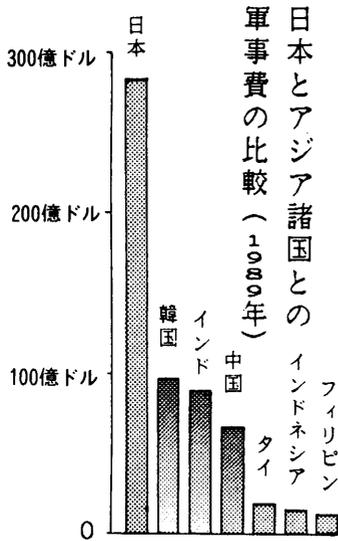
それでは日米安保条約とは、一体なんであったのでしょうか。その性格を最も端的に示し

ているのが、日米安保第六条です。そこにはアメリカ陸海空三軍の日本の施設および区域を縦横に使用する権利を確保し、アメリカはなんらの財政的・法律的制約を受けることなく、日本の基地施設を自在に使用することを可能とする内容が記されています。

これこそ、アメリカ本土防衛のために、日本列島をアジア最大の不沈空母化することに他なりません。これによって日本は、アメリカの反共防衛ラインの前面におし出され、アメリカのいうソ連脅威の矢面に立たされることになったのです。

日米安保の存在が経済第一主義の採用を保証し、それが高度経済成長をもたらしたとする「安保繁栄」論が大いに宣伝されてきました。しかも、アメリカからはいうまでもなく、日本の支配層も日米安保条約第五条の日米両国の防衛義務に関する片務性を理由に、日本の「安保ただ乗り」論を盛んに説くことで、日米安保の本質的な役割である第六条の内容を意図的におおいかくそうとしてきました。「安保繁栄」論や日本の「安保ただ乗り」論が説かれるなかで、日米安保を口実に自衛隊の軍拡が強力におしすすめられ、今日世界第三位の軍事費大国となっています(次頁のグラフ参照)。

※ **米ソ冷戦構造** 第二次世界大戦以降、米ソの全面的な軍事対決が招いてきた国際的緊張状態を示す冷戦が、その後の国際政治のみならず、地域や国内の政治的・経済的構造の枠組みを大きく規定していったことから、そのような構造を表す用語として定着。



日米安保は、アメリカが日本本土各地に存在するアメリカ軍基地をなんの財政的負担を負うことなく自由に使用し、あるいは基地強化を随意に実行に移す特権を保証するものです。その意味で日米安保は、アメリカ極東軍事戦略を円滑かつ強力にすすめるうえで格好の条約として機能してきたのです。

ですから、むしろアメリカの「安保ただ乗り」と指摘するほうが正確です。アメリカによる日本防衛の義務の履行(日米安保第五条)という曖昧な条文を根拠とした「安保繁栄」論が展開される一方で、第六条による日本のアメリカへの基地施設の提供および基地維持費負担という実質的片務性の定着によって、アメリカは日本を一大軍事基地化することに完全に成功してきたといえます。

こうして日本は、日米安保によってアメリカの対ソ軍事対決構造のなかに完全に組みこまれ、アメリカは日本を足場に米本土を防衛し、さらには国際政治の主導権を掌握するため、朝鮮戦争からベトナム戦争、それに先の湾岸戦争に至るまで、アメリカの戦争に日本を実質動員してきたのです。

そして、「安保繁栄」論がまことしやかに叫ばれるなかで、日本はアメリカの冷戦構造のなかにどっぷりとつかりこみ、冷戦時代にも「国際貢献」を果たしつづけてきたわけです。そこでの「国際貢献」とは、対米貢献にすぎないことはいうまでもありませんでした。

抑圧に手を貸す協力法

冷戦後の新たな世界戦略として、ブッシュ政権は「新世界秩序(NWO)構想」なるものをうち出しています。「新世界秩序構想」とは、従来通り日本、ドイツなど先進諸国との運命共同体的な関係を一層強化し、先進国首脳会議へのソ連邦およびロシア共和国大統領招待で示されたように、旧ソ連をも同盟国に引き入れることをつうじて、冷戦終了後の国際政治の場におけるアメリカの主導権を一層強化しようとするものです。

ここでは、EC統合によって具体化されようとしているヨーロッパ・ブロックにつづき、アメリカを中核とする南北アメリカ・ブロック、日本を中心とするアジア・ブロックの経済

三極構造が明瞭となるにつれ、このいわば多極化の状況を避けられないなかで、新たな国際経済体制の再編のなかでアメリカの主導権を確保していききたいとする野心が露骨に示されています。

ここで追求されるのは無論資本主義システムの強化と拡大であり、アメリカ型帝国主義体制の世界化と、これへの強制的同調の確保という戦略です。さらにいえば、ヨーロッパ経済共同体（E.C.）に典型的に見いだされるような帝国主義諸国家の統合化と、先進諸国間の相互依存関係の強化という問題です。

ちょっと耳なれない表現かもしれませんが、アメリカの新たな軍事戦略は、実にこの資本主義企業の多国籍化に適合させるために、世界の諸紛争にたいするに軍事力の多国籍化を意図するものなのです。湾岸戦争における多国籍軍の形成は、この資本主義企業の多国籍化あるいは帝国主義の統合化・集団化の軍事的な表現といえます。今回のPKO協力法の制定も、この文脈からすれば帝国主義の統合化という事態に即応しつつ、多国籍軍への参入を射程に入れたものと見ることも可能でしょう。

それで、ポスト冷戦の時代への入り口にある現在、日本資本主義も戦後版「大東亜共栄圏」を形成していくために、そのとっかかりとしてプラス・イメージの強いPKOへの参加が急がれていると思わざるをえないのです。

そこでの最大の問題は、新たな国際経済秩序形成の狙いのなかに中東、アフリカ、南西アジア、中南米諸国など第三世界の諸国間で発生する人権、自由、民主主義、民族自決を求める闘争を徹底的に排除する決意が秘められていることです。そのために世界的なレベルでの国連安保協力体制を作りあげ、国連を〈錦の御旗〉として抑圧の体制を強化しようとするものです。

その意味でいえば、一九九〇年の『防衛白書』に記載された第三世界の「安定と発展の動向」が「国際社会の平和と安定に影響をあたえる」という文言は、第三世界の人々の求める民主化実現の要求が、日本やアメリカなど西側諸国の安定と繁栄の阻害要因になるという認識を明確に示したものといつてよいでしょう。

強化される日米軍事共存関係

しかしながら、この「新世界秩序構想」の先行きは、必ずしも順調に展開されていくとは思われません。その理由は、アメリカ主導の政治的軍事的支配体制を突き崩す第三世界の人々の民主化要求、あるいは民族自主権の回復と確立を求める動きが、資本の支援に支えられた政治的軍事的な抑圧のシステムでは、もはやおさえ切れるような内実ではなくなってきているからです。

そこから「新世界秩序構想」の危険性は、現実性を欠いているという問題にとどまらないのです。アメリカが「新世界秩序構想」に固執し、その圧倒的な軍事力に相変わらず依存しながら、経済力の回復と政治的主導権の確保とを実現しようとしているところに危険の本質があるのです。

アメリカは、冷戦時代をつうじて旧ソ連との過剰な軍拡競争の結果、国内財政の危機的状況（アメリカは世界最大の債務国）を迎えることになりました。旧ソ連は確かに冷戦の敗北者ですが、一方のアメリカも同様に敗北者であったのです。

アメリカはこうした状況を打破するため、冷戦構造崩壊後において唯一の超軍事大国としての地位を全面におし立て、経済的劣勢を挽回せざるをえない状況に追いこまれています。湾岸戦争は、その意味で脱冷戦後のアメリカのすすむべき道を具体的に示す事件であったのです。

多国籍軍の形成で実現した政治的主導権を発揮しつつ、その軍事力や軍事技術の突出性を維持していくには、今後とも巨額の軍事費の同盟諸国からの支出を不可避とします。そうした状況は、湾岸戦争の戦費のうち八割がサウジアラビア、クウェート、日本、ドイツなどの同盟国の拠出によりまかなわれたことで実証されています。

つまり、アメリカはみずからの軍事的優位性を確保していくため、これら同盟国の経済力

に依存せざるをえないという、著しく完結性を欠いた超軍事大国としての道を歩まざるえなくなつたのです。

そのような完結性を欠いた超軍事大国アメリカが、今後最も経済的に依存し、そのことをとおして事実上軍事関係の強化を期待する対象こそ日本なのです。PKO協力法が出されてくる経緯で語られてきた「国際貢献」とは、このような意味で日本とアメリカとの経済的軍事的共存関係を強化していこうとする路線の確認行為としてあつたのです。

「国際貢献」の本質は、アメリカの意図する「新世界秩序構想」に積極的に参入することを意味しており、アメリカの第三世界諸国を対象とした抑圧システムにグローバル・パートナーとして同調していくものと指摘できます。こうした「新世界秩序構想」が予定どおり機能していくには、湾岸戦争ですでに実証されたように、同盟諸国の経済的役割を抜きにしては考えられません。完結性を欠いた軍事戦略として「新世界秩序構想」があるとするれば、その非完結性を補完するために、日本の役割が極めて重視されているのです。

米戦略に連動する協力法

いま、冷戦構造の崩壊状況のなかで、日米安保によって規定されてきた日本の実質的役割——「国際貢献」という名の「対米貢献」——の内容に、大きなさま変わりが見られるよう

になりました。つまり、アメリカは新世界秩序の盟主の地位を確保するため、日本がアメリカの軍事的かつ政治的な地位を全面的に容認し、そのうえで日本の経済力をアメリカ再興のために活用するよう厳しく求めるようになったのです。

「日米貿易構造協議」において、日本が今後一〇年間に四三〇兆円もの公共投資の支出を約束したことに象徴されるように、今やアメリカは具体的な政策実現を次々と要請すること
で日本経済力の吸い上げを企画しています。このアメリカの攻勢に、日本はアメリカの「新世界秩序構想」を受け入れることで、新たな国際政治の舞台での役割を獲得すべき種々の動きを活発化させています。

たとえば、一九八七年夏から開始され、今年中に完成が予定される日米共同作戦研究の進展があげられます。これは日米両軍が第三世界で起きるさまざまな紛争に共同対処するため、軍事力の効果的運用を目的とした作戦計画です。さらに、日米両国は一九九一年四月三〇日に開催した日米防衛首脳会議で、今後においては国連安全保障理事会の平和維持機能を活用すると同時に、第三世界諸国の紛争には湾岸戦争で実証された多国籍軍を形成し、それによる介入方式を日本も積極的に容認する旨の合意が成立していたのです。

ここに見られるようにアメリカの新たな軍事戦略の展開に連動して、PKO協力の制定が強行されたことは明白です。同時にこの協議では、国連という「国際平和機関」を第三世

Ⅲ 協力法制定の国際的背景

界の抑圧機関として再利用していく、極めて傲慢な大国主義が赤裸々に表明されていることも注目されます。

この時期政府・自民党がどのような国際認識および新世界秩序への参入の企画をもっていたかを知るうえで参考となるものに、政府・自民党のシンク・タンクのひとつとされる世界平和研究所(主宰中曽根康弘元首相)のレポート『世界の政治・経済情勢の推移』(一九九一年三月)を紹介しておきましょう。

そこには、脱冷戦の時代においてもアメリカの地球規模における関与と主導権の容認、特に日本とドイツを中心とする同盟国による責任分担性の確立、国連の有効活用、中ソ両国との間で西側陣営への同調を求めるための協議・連携の促進などが指摘されています。

そして、これらの目標を達成するために、国内法体制の整備と国民意識の改革とを緊急の課題としてあげています。要するに、ここにはPKO協力法が提出された背景と、その狙いが端的に要約されているのです。脱冷戦時代のアメリカの新たな軍事戦略に連動するため、日本軍事力の常時出動体制づくりの一環として、PKO協力法が制定され、PKO協力法体制とでもよぶべき新たな段階にはいったことを、このレポートは明らかにしています。PKO協力法成立の背景を追っていくと、こうした危険な構図が浮かびあがってくるのです。

IV 資本とタイアップする自衛隊

新日本軍を迎えるアジアの声

PKO協力が、自衛隊の海外派兵を結果するものであるとすれば、自衛隊という新日本軍を迎えるアジアの人々の思いは、どのようなものでしょうか。

日本による侵略戦争で二千万人以上の犠牲者を出した中国の首脳は、日本の首脳に自衛隊の海外派兵問題は「敏感な問題だから慎重に対処してほしい」と申し入れました。「慎重に対処」とは、外交常識では反対の意味です。

けれど日本側は、これを「慎重」に「すすめてほしい」という意味と都合よく解釈しました。日本による植民地支配の歴史を告発し続け、再三にわたり日本の軍事大国化への強い警戒心と懸念を表明してきた韓国では、「国連平和維持軍参加の自衛隊は、国連の帽子をかぶった皇軍にはかならない」といった表現で、自衛隊の海外派兵の本質を鋭く突いています。

韓国の人たちにかぎらず、日本の侵略を経験したアジア諸国の人々にとって、自衛隊も旧日本軍も日本の軍隊であることにかわりはないのです。自衛隊が専守防衛という原則を踏み

はずして、再び海外に出ようとする軍隊であってみればなおさらでしょう。

ましてや侵略を「進出」と書き直させたり、植民地支配や戦争責任問題で明確な謝罪や補償を実行に移せないでいる日本政府が、平和のための「自衛隊派遣」と繰り返しても説得力に乏しいのです。韓国の『中央日報』は、そんな日本の現状を、「歴史に正面から向きあえないでいる日本の指導層の態度をわれわれは憂慮している」とし、歴史認識の欠如を真正面から指摘しています。

日本政府のいう「国際貢献」や「平和貢献」の言葉をアジアの人たちが額面どおりに受け取っていないこと自体、すでにPKO参加の是非をめぐる議論以前の問題といわねばなりません。

なぜなら、「国際貢献」に仮に意義を見い出すとすれば、その前提としてなによりもアジアの人たちの希望にかなった貢献のあり方や、相互の信頼がなによりも不可欠だからです。「日本軍勢力が増強されているもとでは、世界平和というテーマは日本軍国主義の隠れ蓑にされかねない」という台湾の『中国時報』に示された対日不信の根深さを考えて見るべきでしょう。

シンガポールのリー・クアン・ユー前首相も、自衛隊のPKO参加容認は「アル中患者にウイスキー・ボンボンをあたえるようなものだ」と痛烈な警句を発しています。ここでいう

「アル中患者」が〈日本軍国主義〉を指していることを、くり返し確認しておく必要があります。

日本政府や、この法律の推進者は、PKOに自衛隊が出たからといって日本が軍事大国になるわけがなく、また軍国主義なんて関係ないことだ、といます。それは過剰な反応で反対するためのいい分に過ぎない、と。しかし、アジアのこうした世論を見てくると、果たして素晴らしい切れるでしょうか。

軍国主義あるいは国家・社会の軍事化は、その推進者が自らすすんで認めるものでないことは歴史の示すところです。また、軍国主義や軍事化の内容やあらわれ方は、時代や国家の形態によってもかわってくるものです。その点から、日本の軍国主義化や軍事化を憂慮するアジアの世論を謙虚に受けとめ、自らを省みる姿勢が必要です。

残念ながら、そういう謙虚さを日本の指導者層はもち合わせていないようです。「過去の歴史の教訓にかんがみ、日本の自衛隊の海外派兵問題は日本一国の問題ではない」(プトロス・ガリ国連事務総長の発言)とする歴史認識が、いまほど望まれるときはありません。

PKO参加だけが唯一の方法か

PKO協力は八月一〇日付けで施行され、手始めに自衛隊の施設科部隊がカンボジアに

向かうことになりました。本当に、PKO参加だけが唯一の方法でしょうか。カンボジアの政情を概観しながら考えてみましょう。

現在政権を掌握しているのは、ベトナムの支援を受けたヘン・サムリン政権ですが、中国の支持が厚くロン・ノル政権を打倒して一時政権を掌握したポル・ポト派、反ベトナムの立場で共和派のソン・サン派、そしてロン・ノル將軍によるクーデターまで政権の座にあったシアヌーク派の四派が互いに妥協と対立とをくり返しながら併存する状態がつづいてきました。

こうした事態を打破するため、これら四派は一九九一年十月にパリ平和協定に調印し、各派が自主的に停戦を履行することを約束しました。さらに翌年の六月には、四派が無期限の停戦とシアヌークを議長とする「カンボジア最高国民評議会」(SNC)のプノンペン設置に合意したのです。そして、パリ平和協定でとりきめられた四派の停戦を管理していくために、PKOの一環として明石康を国連の現地特別代表とする「国連カンボジア暫定統治機構」(UNTAC)が設置されました。

このUNTACが、近い将来カンボジアで自由選挙による新政府が樹立されるまで、同国の外交・財政・治安・国防・情報などの行政行為を直接管理下におくものとなりました。しかもSNCにおいて四派が和平実現への合意形成に失敗した場合には、現地特別代表が最終決

定権を保持するというのですから、これはカンボジアが国連によって事実上「占領状態」におかれたことを意味しています。

内戦状態にあるとはいえ、行政の最高権限を国連が握ってしまうことは、国連の名のもとに内政干渉が堂々と行使されることになり、主権侵害の問題や大国の政治介入の公然化に拍車をかける原因になりかねません。

このような国連やP K Oのあり方には、さまざまな疑問が投げかけられています。現在P K Oの主導権がアメリカなど一部大国の手にあることから、ここでもP K Oを口実に、自らに都合のいい陣営をあとおしして、権益の拡大を狙う意図も見え隠れするのです。四派のうち最大の軍事力をもつポル・ポト派は、U N T A Cの現政権偏重の支援のあり方や、P K Oの「中立の原則」違反などを理由に、武装解除になかなか応じようとしません。

これにU N T A Cは態度を硬化させ、停戦違反が明らかかなポル・ポト派の排除を暗にチラつかせています。これでは、ふたたび本格的な内戦に逆戻りの危険も出てきようというものです。P K Oとはいえ、大国が最終的に武力制裁を手段として用意することは、混乱の原因となる可能性が大きいのです。つまり、新たな戦争の火種をもちこむ結果となる恐れが十分あるということです。その意味で、カンボジアへの派兵が新たな戦争を招くとの危惧は、状況をよく踏まえた指摘といえます。

IV 資本とタイアップする自衛隊



大切なことは、あくまで民生協力だけに徹しながら、四派がいずれの国際組織や外国勢力に左右されないで、自主的な平和共存関係をつくりあげられる環境づくりに協力することです。PKO参加だけが、カンボジアの和平と復興を支援することではないのです。それにもかかわらず、自衛隊をもちこもうとする執拗なまでの意図は为什么呢。

企業活動を支える自衛隊

自衛隊の施設科部隊が担当する地域が、プノンペンとベトナム南部を結ぶ国道二号線およびシヤム湾に臨む同国最大の貿易港コンポンスムとを結ぶ国道三号線地域となったことは、自衛隊派兵の意図がいっそう鮮明になったと思います(上の地図参照)。この地域が選定された理由

は地雷が少なく、ポル・ポト派の支配地域外で戦闘行動の可能性も少ない、ということになっていますが果たしてそれだけでしょうか。

このふたつの主要道路地域はカンボジアの経済先進地域であり、ここに復興援助資金の大部分が投下されることはまちがいないでしょう。「カンボジア復興国際会議」の議長国でもある日本は、同時に最大の復興援助供与国です。そこに日本の大企業が早くも着目して復興特需を狙っているのです。

ベトナム南部の沖合には、ダイフン、バクーといった有力な海底油田が発見されており、そこに日本の三菱・帝国・アラビアなど最大手の石油会社や丸紅・伊藤忠など有力商社が外国資本との争奪戦に加わりうとしています。いま、ベトナムやカンボジアなどインドシナ半島は、日本資本主義の新たな進出地域として垂涎すいえんの的です。

そうした資本の進出の露払いを担うのが自衛隊の施設科部隊とすれば、ここに日本のPKO参加の最大の目的を見い出すことができます。新たな戦争の危機を招くかもしれない地域に、あえて「平和部隊」と称して派兵される自衛隊が、結局はカンボジアの復興を利用して日本資本の利権の拡大に一役買う構造は、産軍協同の典型的事例といえます。

それ以上の問題は、長年の内戦で辛苦をなめつづけているカンボジアの人たちをダシにして、日本企業に都合のいいカンボジア援助と開発がすすめられようとしていることです。



兵士にももの乞いする少年（1992年6月、カンボジア市街地、ピースボート提供）

おそらく、カンボジアに投下される援助金は、カンボジアの人たちが本当に必要なとしている住宅や医療・教育施設などの建設に十分には当てられず、その大半が企業活動に必要な道路建設・補修や港湾施設の充実にさかれることは眼に見えています。なぜなら、これまで日本が実施してきたODA^{*}（政府開発援助）の実態がすでにあるからです。

たとえば、インドネシアのクドゥン・オンボ・

※ ODA 発展途上国に向けて実施される先進国からの資金援助。文字通り政府の公式の実施機関により、経済発展や民生充実を目的として供与対象国や資金供与額が決定される。日本政府は、一九八七年以降ODA倍増の中期目標を設定し、資金供与額は年々急増している。一九九二年は第三次倍增計画の終了の年にあたる。

ダムの建設で二万三〇〇〇人以上の住民が立退きを迫られているように、開発援助の名の下で現地住民の生活権を脅かすケースが頻発しているのです。その反面、日本や外国の企業活動に便宜をあたえるような資金の運用がすすめられているのです。

このように、アジアの発展途上国にたいする日本政府の援助は、ODAであれPKOであれ、基本的には日本資本主義の海外企業活動にとって重要な戦略と位置づけられているのです。

戦前において日本の資本主義は、軍事力を前面に押し立てて、中国大陸や東南アジア各地を侵略し、そこで資源や市場を奪い、現地の人々を搾取しながら資本の拡大を強行していきました。それが今日では、確かに武力の全面的な発動は手控えられ、表向きは「平和的」な資本投下というかたちをとっていますが、実際には戦前と同質の経済侵略をおこなっているといえます。

なかでも、東南アジア各国では日本の資本によって操業される工場や企業活動が、現地の安価な労働力や資源をフルに活用して、大きな利潤をあげているのです。このような日本の経済活動は、**超過利潤**を搾取するものであり、これを〈新植民地主義〉という言葉で批判的に総括する必要があります。

P K Oで拍車かかる経済侵略

ここでいう〈新植民地主義〉の言葉で表現される東南アジアに向けられた日本の経済侵略の実態を、もう少し素描しておきましょう。

日本の資本主義経済は、一九六〇年代全体で一〇%以上の平均経済成長率を記録する高度成長を果たします。そのため、生産と資本の巨大な集積は、一九六〇年代後半から商品と資本、特に後者の急速な対外進出を結果することになりました。これと同時に発展途上国への援助も拡大していきませんが、その対象国は東南アジアにいちじるしく偏ったものでした。

高度成長のなかで巨大化した独占資本は、一九六五年の日韓基本条約を踏み台にして、朝鮮半島に進出を開始します。そして、一九七〇年代には日本のアジアへの直接投資額は、ついにアメリカを追い抜くまでになります(五一頁のグラフ参照)。そのなかで、日本は台湾、香港、タイ、シンガポールでは市場としてのメリットを追求すると同時に、質の高い豊富な労働力を低賃金で搾取していき莫大な利益をあげていきます。マレーシア、フィリピンでは、天然ゴムや木材をはじめ豊かな資源の収奪を徹底していきます。

※※ 超過利潤 ある資本が同じ商品を生産するのに、他の資本と別種の生産方法(例えば労賃の安い外国で生産)により、その商品の社会的価値と個別的価値との差額として獲得する特別剰余価値は、超過利潤の形をとる。マルクスはこれを〈虚偽の社会的価値〉とよんだ。

これらの国では日本の電気メーカーの組み立て工場やエレクトロニクス工場などが進出しており、安い労働力に支えられた日本商品は、それだけで高い輸出力を確保し、貿易を独占していく構造をつくり出しているのです。

これまでのような日本の経済侵略への批判が高まるなかで、一九八〇年代から九〇年代にかけて日本政府と独占資本が採用した手段がODAの増額による、あらたなひもつき援助でした。なかでもインドネシアへの直接投資は、スハルト政権下で急増しますが、現在ではODAの総額では同国がトップとなっています。いうまでもなく、インドネシアの石油、液化天然ガスなどの天然資源、そして日本のアルミニウム企業の現地生産を安定して維持していく思惑があるからです。

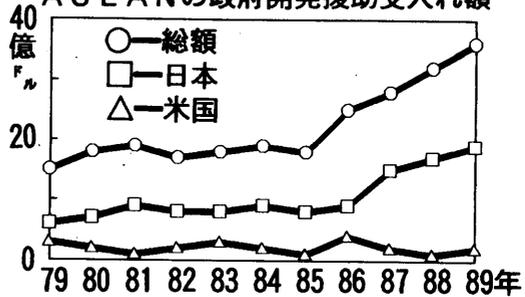
これまで日本の援助の特徴は、二国間贈与や借款などの政府開発援助の割合が全体のなかで低かったことがまずあげられます。ここでは、日本商品による援助が集中しておこなわれたため、援助を必要とする反面で日本商品の必要以上の流入を招き、それが自国経済の発展を阻害する結果にもなっていたのです。要するに、援助の名による市場の略奪という事実が一貫して進行していたのです（次頁の図参照）。

アジアの人たちにとって日本の援助にたいする大きな不満は、そうした援助のあり方や日本の技術支援が十分におこなわれなかったこともあって、貿易の不均衡状態が一貫して定着

日米の対アジア直接投資と変化(100万 F_n 、%)

		80-84(A)	85-90(B)	B/A
対NIES	米国	756	1055	39.6
	日本	750	2725	263.3
対ASEAN	米国	1041	222	-78.7
	日本	1061	2034	91.7
対アジア	米国	1857	1339	-27.9
	日本	1881	5501	192.5

ASEANの政府開発援助受入れ額



していったことです。日本がアジアを市場や資源の提供先としか見ていないこともあって、経済発展の格差は広がる一方だったのです。

加えて、日本の援助の優先順位や内容は、アメリカや日本のアジア戦略に従っておこなわれる戦略援助としての性格が強く、その国の政情に左右されたり、非民主勢力に援助が集中されたりして、民主化や人権擁護を求める人たちの思いを踏みにじるケースも少なくありませんでした。それで、本来の意味での援助とは、だいぶかけ離れたものといえます。

海外に足場を築く自衛隊

このように日本政府と独占資本は、アメリカに代わってアジアを自らの草刈場として、資源の収奪や低賃金労働の搾取を強行することで、

現在の繁栄を獲得しているのです。その意味でいえば、P K Oを踏み台にインドシナ半島の中心点に位置するカンボジアに進出の機会をうかがっているのは、他でもなく日本の独占資本ということになります。そこでは、将来的には先にのべた石油資源の他に、米自由化に備えてカンボジアや隣国ベトナム南部の穀倉地帯にも巨額の資本が投資されることになるでしょう。

それで二一世紀に向け、日本の独占資本が最大の投資対象国としている中国と並び、インドシナ半島もそれに劣らず有力な投資対象地域とされているのです。その起点が、当面は社会主義国のベトナムではなく、国連による事実上の支配が進行しているカンボジアということでしょう。同国が内戦の状況を克服する過程で、日本の経済侵略を受け入れざるをえない立場に追いこまれることも十分予測されるのです。

ここに現れた帝国主義国家日本の進路は、自衛隊の海外派兵によって大きな転換を迎えようとしています。つまり、資本と軍事とがワンセットになって海外の地を根をおろそうとしているのです。資本が軍事によって進出エリアを確保され、軍事が資本によって一定の役割をあたえられていくという構造が、まずカンボジアの地を借りて具体化されようとしています。ここにカンボジアを起点として、インドシナ半島への資本の本格的な進出を先導する自衛隊の新たな役割が浮上してきます。



カンボジア派兵の自衛隊訓練に、兵庫、大阪の労働者・市民が抗議（1992年8月26日、兵庫県青野ヶ原演習場正門まえ）

この資本と軍事の相互依存の関係が、国外にあって堂々と展開され始めた背景には、なにがあるのでしょうか。そこで自衛隊の置かれた現状を見ておく必要があります。

自衛隊は本来、朝鮮戦争期において朝鮮半島に出動したアメリカ占領軍に代わり、国内治安警備を担う目的で創設されました。その後日米安保が締結され、米ソの冷戦構造を背景に、ひたすら軍事力の増強に努めてきました。

一九七〇年代にはいると、自衛隊は行動範囲を拡大するための布石をつぎつぎと打つことになりました。一九六七年の「日米共同声明」では朝鮮半島を、一九七八年の「日米防衛協力のための指針」では、極東全域を関心の対象とする旨を記しています。一九八一年の「日米共同声明」では、日本の石油輸入ルートの防衛を口実

に「一千カイリ・シーレーン防衛」構想をうち出し、海上自衛隊の外洋艦隊化をすすめています。自衛隊は「施政下にある領域」(第五条)に限定していた行動範囲を、一貫して拡大するため準備を積み重ねてきたのです。自衛隊の行動範囲限定を突き崩す試みは、冷戦構造の終息によって水をさされるはずでしたが、自衛隊はひるむことなく湾岸戦争を好機として、「国連平和協力法案」を国会でとおそうとしました。平時においてP K O参加を実現させ、海外に足場を築く機会としようとしたのです。

自衛隊の隊内誌『陸戦研究』に掲載された「P K Oの軍事的意義に関する考察」と題する論文は、P K O参加は自衛隊に存在意義と国際性をあたえるものと結論づけています。ここには、自衛隊がP K O参加によってポスト冷戦の時代を生き抜き、同時にアメリカの新世界秩序構想に呼応することで、まずはアジアを射程に入れながら新たな役割を獲得していかうとする意図が十分に読み取れます。

ここからも、P K O協力法こそ、資本と軍事とを連結する重要な法律として位置づけられていることがいえることができます。資本と軍事の連結を断ち切ることでこそ、戦後政治の大きな目標であったことを忘れてはなりません。

V 新たな平和主義の創造をめざして

問われる「平和」の中味

日本の進路への危惧のひとつに、今回の法律が平和憲法の精神と理念を食いつぶすことになったのではないか、という不安があります。実際、憲法九条に示された平和主義の精神と理念は、さまざま歪曲によりほうむりさられようとしています。

この問題を考える場合、PKO協力法成立の推進勢力であった小沢調査会の日本の安全保障政策の基本的なあり方に関する答申案の内容に、もう一度だけふれざるをえません。そこには、政府・自民党の危険な平和主義観が集約されているからです。

すなわち、答申案の骨子は、戦後日本の平和主義を「受動的・消極的平和主義」と批判的に総括し、戦後保守政治が唱えてきた「軽装備・経済第一主義」路線の転換を迫ったものとなっています。そして、平和＝非軍事の図式を見なおし、全世界の国民が「平和のうちに生存しうるような能動的・積極的な平和主義」の採用を提言しています。そして、この「能動的・積極的な平和主義」を実践する意味で、PKO参加による「国際貢献」の実現を説いて

いるのです。

こうした見解は一見すると肯定的な評価を得そうですが、ここには巧妙かつ危険な思惑が随所に見受けられます。ひとつだけ指摘しておきますと、湾岸戦争を引き合いに出しつつ、力による「平和」獲得を絶対視していることです。

ここで達成される「平和」とは、他国の主権を脅かし、その人々に犠牲を強いることによって獲得される「平和」にすぎないということです。湾岸戦争もそうであったように、戦争は当事国のいずれもが、力によってみずからの野心をみたそうとするために起きるものです。そして、何よりも大きな原因は、帝国主義化した資本主義に内在する種々の矛盾を、戦争によって解決しようとすることにあります。湾岸戦争の「勝利者」とされるアメリカにしても、要するに国内経済の立直しの一策として、戦争に突きますんだ経緯があったことは、いまだによく知られているところです。

そうした認識は、自由民主党調査局作成の『国連決議に基く海外派兵について——海外派兵と憲法及び国連憲章——』（一九九〇年一〇月）において、「日本は敗戦の経験から、戦争の悲惨さを肌で体験している。それだけに『海外派兵』に拒絶反応があるのは理解できるが、（中略）平和破壊を放置するのは無責任というものである」との文面においても遺憾なく発揮されています。戦争体験の教訓を歴史的に受けとめるという発想が微塵みじんもなく、実は破壊

されるという「平和」が、一体どのような「平和」を示すのか、まったくふれていないのです。

ここでいう「平和破壊」が、世界各地でおきる民主化要求運動や民族自決運動などを示していることは疑いのないところです。だとすれば、自国だけの経済的な繁栄を追求する一方で、他民族や他国の民衆の人権や生活権を脅かし、奪うものでしかない行為を、「平和」を守る行為と称しているにすぎないことになります。その意味で私たちが「平和」という場合に、なにを示して「平和」というのか、その内容とみずからの立場を慎重に見きわめる必要があります。

戦後民主主義と平和主義の内実を厳しく問うことなく、抑圧に加担する行為を「平和」と見なしってしまうような事実が歴然として存在することに、私たちはもう一度注意をはらわねばならないと思います。いまこそ、「平和国家日本」の実態を直視しながら、平和主義の原点にたちもどり、平和主義の普遍的原理を再確認する作業をすすめていくべきです。

その意味で、いま再び教師から出てきている「教え子を再び戦場に送るな」というさげびは、ますます重要なものとなってきたといえます。そこには、教師たちが自戒の念をこめつつ、同時に将来において抑圧する側に加担することなく、あらゆる人たちとの連帯のなかに平和の創造を追い求める教え子を育てていくという新しい視点と決意がこめられているので

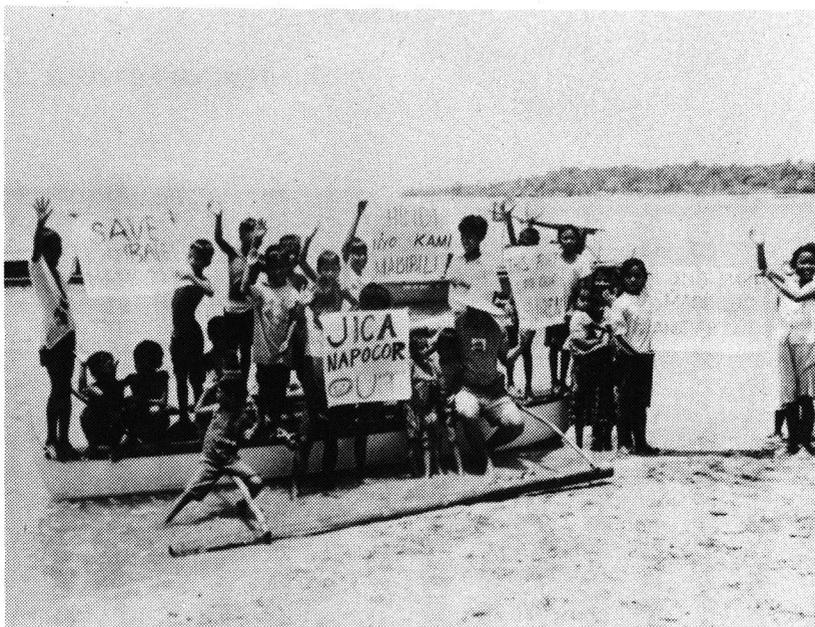
す。平和の創造をになう次の世代の養成こそ、教育の現場に課せられた歴史的な任務といえるでしょう。

貧困や抑圧の解決に役立つ支援を

それならば、日本政府のいう「国際貢献」にかわる国際支援あるいは国際連帯の促進のため、私たちはなにをしたらよいか、またなにをすべきでないのでしょうか。

あるべき国際支援とは、大国の利害に左右されるものでも、ましてや一部の巨大資本や多国籍企業の利権の拡大を図る目的でおこなわれるものでもありません。人権の抑圧や貧困・暴力など、人間に直接関わる諸問題の解決に全力が傾けられるものとしてあるべきです。この点で、長期にわたり開発独裁の名のもとに、深刻な人権抑圧や弾圧に苦しんできた中南米の人たちから、「人間の安全保障」という概念の普及が提起されていることも参考になるでしょう。

米ソ冷戦構造を背景にくり返された覇権主義や帝国主義の政策が、人権の回復や擁護という人類普遍の課題へのとりくみを阻害し、力による「平和」の達成というスローガンを掲げながら、国家の安全保障や資本の安全保障のみに精力をそいできたことを、くり返し糾弾していかねばなりません。私たちは、帝国主義政策の容認につながる危険な「国際貢献」論



JICAなどの日本の経済援助による火力発電所建設に反対する
フィリピンの子どもたち（1991年7月、R・マリアノ提供）

にくみしてはならないのです。

アジアの人々が求めているのは、「人間の安全保障」に徹した人道的立場からする支援です。その点からして、一九八七年に国際協力事業団（JICA）のもとに創設された国際緊急援助隊は、文字通り緊急の場合にのみ編成され、派遣されることになっています。ただ、これにも問題点が少なくなきのです。PKO協力の成立と同時に、国際緊急援助隊にも自衛隊が参加可能となったことから、こちらもいずれ「人道的見地」からする「自衛隊派遣」などという言葉に耳にするかもしれないのです。

そこで注目したいのは、神奈川県が部分的に試みている民際協力です。それは国家レベルの支援の問題や限界をこえるかたちで、新しい支援のスタイルを提起しています。また、日本国

際ボランティアセンター(JVC)のようなNGO(非政府組織)も、国家や企業優先の「国際貢献」とは無援な役割を期待できる組織であり、一層の充実が望まれます。このように支援の方法の選択肢はいくつか存在するのです。このなかから、アジアの人々に役立つ支援の方法を見つけ出し、連帯を深めながら支援の態勢を整えていくことが必要です。

そうした支援策と同時に、アジアの声を謙虚に聞くならば、「国際貢献」を声高に叫ぶまゝに、日本政府は戦争責任問題解決の一環として、戦後補償にすぐにでも着手すべきです。

平和の復権と創造のために

戦後民主主義体制のなかで定着したはずの平和主義には、さまざまな不十分性が見られます。たとえば、戦後の平和が敗戦を境に外圧によってもたらされたものであり、日本人がみずから主体的に獲得したものでなかっただけに、平和創造への参加意識が希薄であることです。それが平和を考える場合に、自分の問題として持続的・内発的に捉えようとする姿勢を希薄なものにしている原因と思われるます。

平和はあくまで人権を擁護して命をふくらませるための「個人の原理」としてあるはずで、す。この立場から、平和理念の構築をめざすことが重要でしょう。そうでなければ、「国家の原理」としての戦争に対置し、これを拒否していく視点を見出すことは困難です。

こう考えてきますと、平和主義とは国家権力のなかで、市民的自由や価値を守るための主体的努力といふことができます。そして、他民族の生活権を圧迫するような国家権力や資本主義のあり方自体も、平和を破壊するものとして厳しく問いつづける必要があります。

また、資本主義の高度な発展の過程で不可避とされる帝国主義化が、戦争発生の基本的要因だとするならば、私たちはこの帝国主義と不可分の関係にある資本主義そのものの再検討もすすめる必要があります。

同時に、ノルウェーの学者ヨハン・ガルトゥングが示したように、飢餓・貧困・差別・不平等・抑圧・不正などの戦争に帰結する構造的暴力を、日常社会や国際社会から除去していくことが平和の復権と創造につながる、という主張を積極的に評価し、実践していくべきではないでしょうか。実に平和とは、戦争のない状態のみを示すのではなく、日常社会に存在する構造的暴力からの解放によってはじめて実現されるものといふことができます。

私たちは「護憲」のスローガンをくり返すだけでなく、現憲法の精神とも合致する構造的暴力解消の手だてを国の内外を問わずこうじていくべきでしょう。それが憲法の活性化といふことなのです。その点からいえば、現在の日本の平和状況は、日本だけにしか通用しない、普遍的な広がりを欠いた平和といえるかもしれません。ましてや、日本の平和主義の諸原則（戦争放棄・戦力不保持・交戦権放棄・非武装中立など）のタテマエ化が公然とすすみ、力に

よる「平和」維持が当然視されるような平和状況であってみればなおさらです。

「国家の平和」を口実に他国を侵略した歴史の教訓や、資本や企業の利益拡大にのみ貢献してきた歴史と現実を直視しながら、いま私たちは、平和を足元から見つめ直し、アジアの人たちとの連帯と友好の輪のなかに、仲間入りを果たすべく努力を惜しんではならないのです。

その意味で、今後いっそう重要になるのは国際連帯、なかでもアジアの人たちとの連帯の強化です。それは、新植民地主義の形態をもって実行される、経済侵略や資源収奪の強行に加担していくことを拒否していく意識と運動を意味します。

いま、アジアの人たちが私たちに求めているのは、資本の先導役としての自衛隊の派兵ではなく、政治的利害や経済的利害がからむような支援でもありません。なによりも、そのよるな日本国内の軍事化を促進したり、新植民地政策を強行しようとする日本政府や資本のあり方を断念させる運動を国内でつくりあげること、それがアジアの人たちとの連帯を意味します（左表を参照）。

私たちは、ベトナム戦争のおり、ベトナムの人たちの命を奪う弾薬が、日本の港から輸送されようとしたとき、身体を張ってこれを阻止するために立ちあがった人たちがいたことを知っています。そこにひとつの連帯の典型を見いだすことができます。

日本の対西太平洋諸国直接投資の推移

(単位：100万ドル)

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1951～ 1990年累計
N I E S	1,531	2,580	3,264	4,900	3,355	26,630
韓 国	436	647	483	606	284	4,138
台 湾	291	367	372	494	446	2,731
香 港	502	1,072	1,662	1,898	1,785	9,850
シンガポール	302	494	747	1,902	840	6,555
A S E A N	553	1,030	1,966	2,782	3,242	20,774
インドネシア	250	545	586	631	1,105	11,540
マレーシア	158	163	387	673	725	3,231
タイ	124	250	859	1,276	1,154	4,422
フィリピン	21	72	134	202	258	1,580
中 国	226	1,226	296	438	349	2,823
世 界	22,320	33,364	47,022	67,540	56,911	310,808

(出所) 大蔵省

P K O 協力法への不信だけでなく、日本の軍事化への危惧、新植民地主義への反発、侵略の史実の教科書への明記や戦争責任の明確化、戦後補償の要求など、アジアの人たちの思いを解決していくためにも、交流と連帯が今後ますます大きな課題となってくることを自覚せねばなりません。

私たちの将来は、アジアの人たちと目線を等しくした交流と連帯の実行度にかかっていると、いいいでしょう。同時に私たちの行動を、アジアの人たちが期待と不安の交錯する思いのなかで、注視しつづけていることを肝に命じておかねばなりません。

◆本書に関連する筆者の論文◆

「日米軍事協力の進展と国家秘密法」『法学セミナー増刊 これからの日米安保』第三八号、一九八七年一月

「PKO法案にみる危険な国家再編構想—本格化する自衛隊の海外派兵と民主主義の終焉—」『情況』一九九一年二月号

「突き崩される平和主義のゆくえ—小沢調査会答申案が意図するもの(1)(2)」『つうしん』(日本科学者会議山口支部発行)第一二二—一二三号、一九九二年三—四月

「アメリカの軍事戦略とPKO協力法1—6」『長周新聞』一九九二年八月六日—二二日

■主要参考文献一覧■

香西茂『国連の平和維持活動』有斐閣、一九九一年

ネルソン・I・カサス(佐藤信行訳)『内側からみた国連』サイマル出版会、一九七五年

前田哲男『PKO』(岩波ブックレット第二二二号)岩波書店、一九九一年

「国際貢献—何ができるのか—」『軍事民論』第六七号、一九九二年一月

緑風出版編集部編『PKO問題の争点』(増補版)緑風出版、一九九二年

進藤栄一編『ポスト冷戦とアジア太平洋の平和』(岩波ブックレット第二四八号)岩波書店、一九九二年

「安保・憲法・PKO」『軍縮』第一三九号、一九九二年六月

鷺見一夫『ODA援助の現実』(岩波新書九七)岩波書店、一九八九年

丸山康雄『キーワードで追うカンボジア紛争』梨の木舎、一九九二年

「PKO選挙へ」『世界』第五七一号、一九九二年八月

梓ブックスレット刊行のことは

二〇世紀の最後の二〇年を迎えて、世界は歴史の試練に直面しています。国際共産主義運動はソ連・東欧の社会主義の崩壊、それに民族紛争の激化の荒波に襲われています。他方世界資本主義も恐慌の病にかかり、特にアメリカ経済の停滞と深刻化する社会腐敗、米日欧三経済圏へのブロック化と競争の激化、そのなかで現実化した自衛隊の海外派兵というように、帝国主義戦争の亡霊が徘徊しはじめています。それに利潤第一主義の生産様式にもとづく生産力の急速な発展は、飢餓や難民、移民労働者、エイズなど地球規模の社会問題、また大気や海洋、宇宙空間の汚染などの深刻な環境問題をもたらしています。

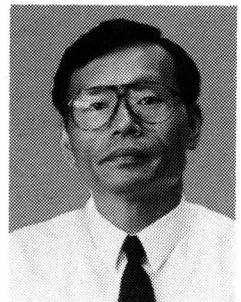
このような問題の発生は、私たちに従来の価値観に安住する保守的姿勢から脱却することを強く迫ってきています。それらは、人々の血と汗の体験と各ジャンルの古典を真剣に学ぶと同時に、これまで常識とされてきた学説、理論を鵜呑みにせず、現実を直視し、現実には照らして理論、学説を適宜見直し、より高い段階へ発展させること、そして人間としてより人間に近づくための社会変革の実践に確信をもって踏み出していくことを訴えかけているのではないのでしょうか。

私たちは、この世界的課題を前にして読者のみなさんとともに考えていきたいという願いをこめて、ここに安価で求められ、手短かに問題の所在を基本的につかめ、また歴史の教訓が深められ、現状変革の手がかりが得られるような小冊子のシリーズ「梓ブックスレット」を発行することにしました。

あらゆる階層の人々が本書を活用され、出身階級・階層、政党・政派、信仰・信条、国籍・民族のちがいをこえて論争され、討論の輪を大きくしていられることを訴えます。

一九九二年九月

梓書店



額 厚（こうけつ・あつし）

一九五一年岐阜県生まれ。一橋大学院社会学研究科博士課程修了。元軍事問題研究会事務局長、『軍事民論』編集部長。埼玉大学、法政大学などで教鞭をとった後、九一年四月、山口大学教養部助教に就任。「政治学」と「社会と人間」を担当。専門は日本近現代政治・軍事史。単著に『総力戦体制研究』（三一書房、一九八一年）、『近代日本の政軍関係』（大学教育社、一九八七年）、『防諜政策と民衆』（昭和出版、一九九一年）、共著に『現代史と「国家秘密法」』（未来社、一九八五年）、『遅すぎた聖断』（昭和出版、一九九一年）他。

AZUSA BOOKLET ①

1992年10月1日発行

発行所 梓書店

下関市田中町3-16

電話・FAX 0832-32-4100



定価 450円
(本体価格437円)